二　損害保険会社　外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもって表示する第七十条第一項第一号に掲げる普通責任準備金及び同項第三号に掲げる払戻積立金の合計額

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条　［略］

［２～５　略］

６　第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第五項第一号、第百五十条第六項第一号及び第一号の二、第百五十一条第五項第一号並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。）に備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）

一の二　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第五項第二号、第百五十条第六項第二号及び第百五十一条第五項第二号において同じ。）に備える危険準備金

三　最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に備える危険準備金

７　第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合又は財務の健全性が十分に確保されており、かつ、保険契約者の利益に資すると認められる場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

（損害保険会社の責任準備金）

第七十条　［略］

［２～４　略］

５　第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスクに備える危険準備金

６　［略］

（保険計理人の関与事項）

第七十七条　法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

［一～八　略］

九　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出

十　［略］

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条　［同上］

［２～５　同上］

６　［同上］

一　第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

一の二　第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三　第八十七条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

７　第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

（損害保険会社の責任準備金）

第七十条　［同上］

［２～４　同上］

５　［同上］

一　第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

６　［同上］

（保険計理人の関与事項）

第七十七条　法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

［一～八　同上］

［号を加える。］

九　［同上］